解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年八月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月一日

宮城県宮城郡利府町中央三丁目一一の六

特定非営利活動法人葵二千の会

清算人　佐々木　健

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月二十九日開催の臨時総会の決議により平成二十一年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月一日

宮城県気仙沼市本吉町津谷桜子二一番地一

社団法人本吉町シルバー人材センター

代表清算人　須藤　民雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月十三日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月一日

和歌山県東牟婁郡串本町古田二〇一番地の五

財団法人古田保郷会

代表清算人　中谷　武

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月二十四日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月一日

和歌山県東牟婁郡古座川町成川六九〇番地

財団法人成川共栄会

代表清算人　野浦　熊市

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月十七日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月一日

和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川三九一番地

財団法人三尾川愛郷会

代表清算人　大屋　寶作

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年六月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月一日

和歌山県和歌山市西汀丁二六番地

社団法人和歌山クラブ

代表清算人　山中　静

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月十九日開催の社員総会の決議により平成二十一年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月一日

福岡市中央区赤坂二丁目一番八―一〇二号

特定非営利活動法人福岡たすけあいの会

代表清算人　牛島　丸實

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月一日

山梨県甲府市相生一丁目一八番一号

特定非営利活動法人親子の心Q&A

清算人　飯田　裕彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月二十五日開催の社員総会の決議により平成二十一年七月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月一日

山口県山口市小郡下郷一一八四番地

医療法人藤井歯科医院

清算人　藤井清一郎

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為第二十八条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十一年七月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年九月一日

長崎市江戸町二番一三号

財団法人長崎県中小商業振興基金

清算人　上村　昌博

清算人　松藤　悟

清算人　宅島　壽雄

清算人　林田　武

配当公告

富山県黒部市沓掛六三六番地

破産者　アルファ物流株式会社

右の者に対する富山地方裁判所魚津支部平成二十年（フ）第四六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二八六、五八四、四一六円

一、配当することのできる金額

金三六、四六五、五五〇円

平成二十一年九月一日

富山市堀端町二番二号

破産管財人　山本　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市青雲町二丁目一三番、最後の住所北海道苫小牧市元中野町四丁目一四番六号　被相続人　亡　井澤　義浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

北海道苫小牧市表町二丁目一番七号王子不動産第一ビル四階

相続財産管理人弁護士　大谷　和広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道中川郡幕別町本町一五番地、最後の住所北海道帯広市西二条南二十一丁目二〇番地　被相続人　亡　金澤由紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川三九一番地

財団法人三尾川愛郷会

代表清算人　大屋　寶作

平成二十一年九月一日

北海道帯広市東三条南十四丁目八番地齋藤道俊法律事務所

相続財産管理人　齋藤　道俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県十和田市大字沢田字向村七六番地、最後の住所青森市大字矢田字下野尻四八番地三　和幸園　被相続人　亡　長沢　さだ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

青森市長島三丁目一八番六号小野法律事務所

相続財産管理人　天野　高志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市南仙北三丁目三一番地三三、最後の住所岩手県盛岡市南仙北三丁目六番四九号　被相続人　亡　上田　冨貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月一日

岩手県岩手郡滝沢村大釜字風林三八七番地一六

相続財産管理人　松本　弘子

第39期決算公告　平成21年8月31日

東京都中央区八重洲2－3－1

アルバック イーエス株式会社

代表取締役　石橋弘市郎

貸借対照表の要旨（平成21年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,686,572
	固定資産	187,832
	合計	4,874,404
負債及び純資産の部	流動負債	4,153,976
	固定負債	186,551
	資本金	533,877
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	10,000
	資本剰余金	10,000
	利益準備金	433,877
	その他利益剰余金	25,000
	（うち当期純損失）	408,877
	合計	(6,575)
		4,874,404